

令和5年玉村町議会第4回定例会会議録第2号

令和5年12月4日（月曜日）

議事日程 第2号

令和5年12月4日（月曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	羽鳥光博君	2番	堀越真由子君
3番	松本幸喜君	4番	笠原則孝君
5番	小林一幸君	6番	月田均君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	高橋茂樹君	10番	浅見武志君
11番	宇津木治宣君	12番	新井賢次君
13番	石内國雄君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	萩原保宏君
教育長	角田博之君	総務課長	齋藤善彦君
企画課長	齋藤恭君	税務課長	貫井利行君
健康福祉課長	岩谷孝司君	子ども育成課長	今井理恵子君
住民課長	丸山智志君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	武士浩之君	都市建設課長	原田英樹君
上下水道課長	上村明弘君	会計管理者兼会計課長	関根聡子君
学校教育課長	根岸真早子君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	関根伸行	局長補佐	萩原穰
庶務係兼 議事調査係	重田智美		

○開 議

午前9時開議

◇議長（石内國雄君） 着席願います。おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 一般質問

◇議長（石内國雄君） 日程第1、一般質問を行います。

1日に引き続き、順次発言を許します。

初めに、1番羽鳥光博議員の発言を許します。

〔1番 羽鳥光博君登壇〕

◇1番（羽鳥光博君） おはようございます。今日は、私が前、県庁職員だった頃と同僚や皆さんが見えてくれまして、誠にありがとうございます。県を退職した後もこうやって町のことに関わりますと、地域に県立女子大学がありますものですから、そういったところとの交流も深められますし、他の行政機関もありますから、大いにそういったところの方々と交流を深めて、情報を取って、こういう議会での成果を見て、またご意見いただければと思っております。

それでは、議長の許可が出ておりますので、質問通告書にのっとりまして質問させていただきます。

1番、質問事項、新公共交通システムの構想と導入に向けた進捗状況についてであります。令和5年9月の玉村町議会第3回定例会において、乗合タクシーたまりんを含む新公共交通の見直し状況の質問をしました。町長からは、たまりんだけでなく、移動に関する施策を最適化した公共交通システムの展開を目指し、来年度中には運行を開始したいとの答弁がありました。そこで、現行の乗合タクシーたまりんの新しい交通機関への転換について、次のとおり質問いたします。

初めに、（1）番、町民アンケート調査等について。

- 1、調査はどのような方法で行いましたか。
- 2、人流調査も行いましたか。
- 3、結果は集計されていますか。
- 4、結果から得られたことは何ですか。

（2）番、今後の予定についてであります。

- 1、どのような運行方法を採用する予定ですか。
- 2、デマンド化を図るとしたら、いつ頃を予定しますか。

（3）番、たまりん転換後の新公共交通システムについてであります。

- 1、事業の実施方法はどのように行いますか。

2、財源は何を予定していますか。

3、導入初年度の運行経費見込みの全体額と財源内訳、特定財源と一般財源の内訳と比率を積算しておりますか。また、導入次年度以降の見込みはどうなっていますか。

4、乗合タクシーたまりんの令和4年度運行経費全体額と比較して、転換後の新公共交通システムでは町の一般財源の持ち出し額は増えますか。また、導入次年度以降はどうなりますか。

5、今回の見直しに当たり、地域の交通事業者への説明は済んでいますか。また、その反応はどうでしたか。

(4) 番に行きます。課題についてであります。

1、構想策定と調査結果により見いだされた課題は何ですか。

2、7月の町民アンケートでは、一例としてJR新町駅と駒形駅への車両乗り入れ希望が多かったとの調査結果が出ていますが、これを受け、玉村町域外へのバスステーションの設置予定はありますか。

大きな質問の2つ目の空き家対策についてお願いいたします。空き家への課税を強化する改正空き家対策特別措置法（改正特措法）が令和5年6月に国会で可決・成立しました。これまで特定空き家が固定資産税の軽減対象外であったが、改正法では適切な管理がされず、放置すれば特定空き家になるおそれがある物件を、新たに管理不全空き家と決めました。これにより、手入れが不十分な物件も税の軽減対象から除外すると聞いております。手続は、市町村が特定空き家にならないよう、物件の所有者を指導し、これに従わず修繕などの勧告の段階まで進んだ場合は、固定資産税の軽減対象から外するという流れであると聞いております。そこで、以下のとおり質問いたします。

1つ目、玉村町には空き家が現在何件ありますか。また、空き家をどのような定義で、どう捉えていますか。

2つ目、この改正特措法の主な内容では、税の軽減除外の拡大以外にほかにどのようなものがありますか。

3つ目、改正特措法の施行により発生する町の具体的職務は何ですか。

最後の4つ目です。町のホームページで玉村町の空き家バンクの登録物件を調べますと、現在、ありませんと表示されます。移住、定住を目的にしているこの制度と、空き家の撤去に補助金を支出する玉村町空き家除却補助事業との制度上の整合性をどのように考えていますか。また、玉村町空き家除却補助事業の実績と申請件数の傾向はどのようになっていますか。

最後の3番目の質問に行きます。主権者教育についてであります。国の安全を守り、国が発展するためには、次代を担う子供たちが町のこと、県のこと、国のことを考えることが大切であります。そのためにも、主権者教育の充実が必要であると考えます。そこで、以下のとおり質問します。

1つ目、町は主権者教育をどのように捉えていますか。

2つ目、学校では主権者教育をどのように捉えていますか。また、その教育は、現在授業カリキュ

ラムの中でどのように行われていますか。

3つ目、学校では道徳教育をどのように捉えていますか。また、その教育は、現在授業のカリキュラムの中でどのように行われていますか。

最後の4つ目です。主権者教育と道徳教育の関係は、学習指導要領においてどのように位置づけられていますか。また、それらを教える教員の研修をどのように行っていますか。

以上で第1回目の質問を終わりにさせていただきます。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。それでは、羽鳥光博議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、新公共交通システムの構想と導入に向けた進捗状況についてお答えします。まず、1点目の町民アンケート調査についてですが、町民アンケートについては3種類の町民アンケートを実施しました。1つ目は、交通弱者対策として実施している高齢者へのタクシー利用補助事業の令和4年度交付者約1,200名を対象に行いました。2つ目は、今後、高校生となる町内小中学生の保護者約1,300名に対してウェブアンケートを実施しました。この2つについては、それぞれ700件を超える回答があり、50%を超える回収率を得ることができたため、非常に有効なデータを得ることができたと考えています。

3つ目は、メルたまを使って周知し、町のホームページ上でどなたでも回答できるウェブアンケートを実施しました。こちらも250件を超える回答をいただき、町民の公共交通に対する関心の高さを改めて認識しました。

また、同時に人流データの調査も行いました。調査内容としては、町民が多く利用すると思われる鉄道駅やスーパーマーケット、病院、公共施設、工業団地といった33か所の施設について、居住地区や時間別、年代別の人の流れを調査しました。アンケート調査及び人流データの結果から、たまりんを含めた既存公共交通の課題や新しい施策の根拠となる貴重なデータを得ることができました。

これらの結果を基に、町の公共交通再編の基本設計案を策定しました。基本設計案の要旨としましては、1、たまりんは町内全域のミーティングポイント型によるデマンド化、2、既存交通事業者の営業への影響を十分に配慮した上で、伊勢崎直行便、高崎直行便もデマンド化、3、来春のイケアの開店により、ますます住民ニーズが高まる前橋南モールへの移動手段として、既存交通事業者に十分配慮した上で既存路線バスのバス停、下川団地（中央通り）へのデマンドによる乗り入れ、4、通学、通勤のニーズに合わせた路線バスの強化の4点から成っています。

基本設計案は、11月14日に行われた玉村町地域公共交通会議でご承認いただくことができました。基本設計は、町のホームページ上に議事録とともに掲載し、広く住民周知を図る予定です。現在の進捗状況は、承認された基本設計を基に既存交通事業者や関係機関との協議を継続しているところですが、町外への運行については、該当地域の交通事業者の営業に与える影響が大きいため、基本設

計どおりの運行がかなわないことも考えられますが、町民ニーズを極力満足させることができるよう、協議を続けていきます。

次に、2点目の今後の予定についてですが、基本設計に基づいた詳細な運行方法等を関係者と協議、検討し、来年度中に運行開始ができるよう鋭意努力を続けてまいります。

次に、3点目のたまりん転換後の新公共交通システム事業の実施方法や財源についてお答えします。事業の実施方法といたしましては、利用者はアプリや電話で予約し、その予約をAIが自動的に集約、最適な運行ルートを生成し、管理する方式としたいと考えています。運行方法は、ミーティングポイント型と呼ばれる停留所間を運行する方法で、複数の予約でも最適なルートを瞬時に選択するAIを活用したシステムを採用し、利用者、運行事業者とも簡便なものにしたいと考えています。なお、運行事業者については、町内の交通事業者と協議しているところです。

財源につきましては、国庫補助事業であるデジタル田園都市交付金を活用し、一般経費の持ち出しを極力圧縮できるよう検討しています。

運行初年度と運行経費見込みの積算をしているかのご質問についてですが、現在、全体事業費を交通事業者と交渉中であるため、具体的な費用はお示しできる状況ではありません。次年度以降の運行費についても同様でございます。また、令和4年度のたまりんの運行費と比較して、次年度以降の運行経費も含めて、町の一般財源の持ち出し額が増えるのかという質問についても、現段階ではお答えすることができません。

それから、地域の交通事業者への説明は済んでいるかのご質問ですが、令和5年度に入ってから公式、非公式も含め、折に触れて意見交換等を行い、11月14日に行われた地域公共交通会議においても交通事業者を含め、関係者への説明は済んでおります。交通事業者の反応については、肯定的、否定的意見等ありますが、今後も既存交通事業者の影響を最小限にとどめつつ、住民の利便性確保を図れるよう交渉を続けてまいります。

最後に、課題についてとのことですが、今後の課題と町外への停留所の設置につきまして、新町駅と駒形駅への運行ニーズが高いことは、アンケート、人流データからも明らかですが、交通業者からは、町外の停留所設置による既存乗客の減少による営業圧迫の懸念が強くあります。また、町内交通事業者のみならず、近隣市の交通事業者への影響及び近隣市の交通施策にも影響を及ぼすこともあります。そのため、町外の停留所の設置については困難な状況にあり、大きな課題となっているため、引き続き研究、検討が必要となります。

次に、空き家対策についてお答えします。まず、1点目の玉村町には空き家が現在何件あるか、また空き家をどのような定義でどう捉えているかについてお答えいたします。まず、空き家の定義ですが、建築物、またはこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地を空き家としています。また、空き家件数につきましては、令和4年度中に調査した結果、令和5年3月時点で274件となっております。調査方法につきましては、水道使用

量が少ない家屋及び水道メーターを撤去した家屋458件を抽出し、家屋の所有者等に対するアンケート調査及び外観目視による現地調査により空き家と判断しました。

次に、2点目の改正特措法の主な内容は、税の軽減除外の拡大以外にほかにもどのようなものがあるのか、3点目の改正特措法の施行により発生する町の具体的職務は何かについては、関連がございますので、併せてお答えします。本改正は、居住目的のない空き家のさらなる増加が今後も見込まれるため、除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を強化する必要性から行われたものです。改正の概要につきましては、空き家所有者の責務を強化すること、具体的には所有者に対して現行の適切な管理の努力義務に加え、国、自治体の施策に協力する努力義務が課されることになりました。また、空き家の活用拡大、管理の確保、特定空家の除却等の3本柱で対応を強化することとなっております。

具体的にいきますと、活用拡大につきましては、空家等活用促進区域の創設により、用途変更や建て替え等の促進が可能となるほか、空家等管理活用支援法人の創設が可能となります。管理の確保につきましては、特定空家の未然防止として、放置すれば特定空家となるおそれのある空き家、いわゆる管理不全空家に対して市町村が指導、勧告を行い、従わない場合は固定資産税が6分の1になる住宅用地特例の解除ができるようになります。最後の特定空家の除却等につきましては、代執行の円滑化や相続放棄や所有者不明の空き家への対応として、市町村が財産管理人を選任することで修繕や処分ができるといった内容となっております。

最後に、4点目の移住、定住を目的にしている空き家バンク制度と空き家の撤去に補助金を支出する玉村町空家除却補助事業の整合性をどのように考えているのか、また玉村町空家除却補助事業の実績と申請件数の傾向はどのようになっているかについてお答えします。玉村町空き家バンク制度及び玉村町空家除却補助事業の目的でございますが、空き家バンク制度は空き家等の有効活用を通して、定住の促進と管理不全空き家の解消を図ることを目的として、空家除却補助事業は地域の住環境の向上を図ることを目的としております。空き家バンク制度は、まだ活用できそうな建物について活用してもらうことで空き家を減らし、除却の補助事業は建物としての活用を見込んでいないもの、除却して更地にしたほうが活用しやすいものについて補助を行い、空き家を減らすもので、手法は異なりますが、空き家を減少させ、住環境の向上を目指すことには変わりありません。

除却補助を受けて空き家を除却した多くの土地に住居が新築されたり、住宅用地になっていたことから、管理不全空家の解消と定住が図られ、住環境の向上につながっていると考えています。空家除却補助事業の実績につきましては、令和元年度から実施し、本年度で5年目となりますが、令和元年度から令和4年度までに31件の補助を行っております。内訳としましては、令和元年度が4件、令和2年度が10件、令和3年度が10件、令和4年度が7件となっており、本年度は13件に対して補助を行う予定となっております。件数の傾向につきましては、年度によってばらつきはあるものの、おおむね10件程度で推移しております。

次に、主権者教育についてお答えします。まず、1点目の町では主権者教育をどのように捉えているのかについてお答えします。平成28年7月に選挙権年齢が18歳に引き下げられたことを受け、主権者教育の重要性は急激に高まりました。主権者教育とは、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え判断し、行動していく主権者を育成することとして、町といたしましても大変重要であると考えております。主権者教育を行う上で、学校教育が重要なことは言うまでもありませんが、低下し続ける投票率を上げるためには、学校教育だけではなく、家庭や地域のほか、自治体レベルでの主権者教育の推進と定着化も必要であり、主権者教育の対象も子供や若者だけでなく、あらゆる世代を対象にするべきだと考えております。

当町においても、従来の啓発活動に加え、コロナ禍前までは出前講座による高等学校での模擬投票や、先月行われました産業祭では産業祭の来場者を対象に本物の投票箱と記載台を使用した模擬投票を行い、選挙体験を身近に感じてもらう催しなどを実施しました。これらの取組の成果が現れるには少し時間がかかることと思いますが、今後も学校や地域と連携を図りながら、あらゆる世代に対しても働きかけられるような総合的な視点で主権者教育に積極的に取り組み続けていきたいと考えております。

次の学校での主権者教育の考え方等についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 羽鳥議員の主権者教育についてのご質問にお答えいたします。

まず、学校では主権者教育をどのように捉えているかについてですが、文部科学省の主権者教育指導資料では、主権者教育の目的を単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるのみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携、協働しながら社会を生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担う力を発達の段階に応じて身につけさせるものと示しています。玉村町の学校においても、これを基本的な考えとして主権者教育を推進しています。

実際の授業の中では、社会科、家庭科、総合的な学習の時間等において、身近な地域のごみの減量や災害対策、少子高齢化等の諸問題の解決に向けて、自分たちなりに考え、行動できるような学習を行っています。また、特別活動では、子ども会議や子ども議会の取組をはじめ、学級の諸問題について話し合ったり、児童会や生徒会の代表を自分たちの責任で決定し、よりよい学校について考え、実行したりすることで、自治意識の醸成につなげています。

次に、学校では道徳教育をどのように捉えているかについてですが、学習指導要領では学校における道徳教育の目標として、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこととしています。現行の学習指導要領から、特別の教科道徳として教科化された授業を中心として、学校教育全体を通して行っております。

特別の教科道徳の授業では、主たる教材として教科書を使用しながら、自主自立、自由と責任、友情、信頼、公正公平、生命尊重など、学年ごとに示された22項目の内容を計画的に学習しています。答えが1つではない道徳的な課題について、仲間や先生との対話の中で多面的、多角的に考え、人間としての生き方について考えを深めています。このような取組を充実させることで、子供たちの道徳性を高めるだけでなく、互いを認め合う温かい学級の雰囲気も醸成されています。

最後に、主権者教育と道徳教育の学習指導要領上の位置づけ及び教員の研修についてですが、学習指導要領の総則では、子供たちや地域の実態を把握し、主権者教育や道徳教育も含め、様々な教育内容を教科横断的な視点で組織的、計画的に組み立てて質の向上を図る、いわゆるカリキュラム・マネジメントの充実が求められております。また、現代的な諸課題に関する教育内容の例として、主権者に関する教育と社会科、特別の教科道徳、特別活動、家庭科等の学習内容との関連についての記述があります。その中で、特別な教科道徳では、先ほどの22項目の中でも特に主権者教育と関連が強い「規則の尊重」、「公正公平」、「勤労、公共の精神」、「よりよい集団生活」、「郷土の伝統と文化を愛する態度」、「我が国の伝統と文化を愛する態度」等の内容が具体的に示されています。各学校においては、これらを系統的に他教科等との関連を図り、学習を進めています。

教員の研修については、校内研修及び県総合教育センター等における研修を計画的に行っております。また、昨年度、玉村小学校が文部科学省及び群馬県教育委員会の道徳教育推進研究指定校として群馬大学と連携し、年間を通して道徳教育の推進を図る研修、研究を行い、町内及び県全体の学校にその成果を発表しました。今年度は、町内の各学校でこの研究を参考にした、考え、議論する道徳の授業実践を進めています。

玉村町の学校教育においては、目指す子供像を「自ら考え判断し、自ら行動できる子供」とし、学力テストでは図れない積極性や協調性、粘り強さなど、新たな時代を切り開いていくために重要な、いわゆる非認知能力の育成を目指しています。学校における主権者教育、道徳教育のより一層の充実とともに、教育活動全体を通じて子供たちが持続可能な社会の担い手として主体的に行動しようとする資質、能力を育成してまいります。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） では、自席より質問させていただきます。

まず、新公共交通システムの関係のことなのですが、大変新しい言葉が出てまいりました。運用については、AIシステムを活用したミーティングポイント型を導入して、デジタル化社会の対応を図っていこうということなのですが、大変難しい言葉なので、まずミーティングポイント型とか、そこにAIシステムをかませるといのはどのようなことか、もう少し具体的に教えてください。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

ミーティングポイント型というのは、簡単にいいますとバス停のような形で、こちらのデマンド交通につきましては、ドア・ツー・ドア、タクシーと同様な形のデマンドでお客様を運ぶという方式もございますけれども、それだとタクシーの営業を大変圧迫してしまいます。そちらを少し考慮した中で、ミーティングポイント型というのは今のたまりんと同様のバス停のようなもの、タクシーとお客様が会うポイントをあらかじめ決めておいて、そちらから乗降するという、そういった形でございます。

AIを活用したシステムと申しますのは、タクシーの今のオペレーションでは、ほとんどのところは電話でオペレーターの方がお電話を受けて、タクシーの運転手さんにどこどこにお客さんがいるので、お迎えに行ってくださいというやり方になると思うのですが、今後玉村町で行っていきまじデマンドタクシーにつきましては、乗合が基本になりますので、複数の方を同じ車両でお迎えに行く形になると思います。そうなった場合に、やはり運転手さんの勘とか慣れとかということだけではなくて、まだ玉村町のことをよく知らないドライバーさんでもどこどこへ行って、まずは1人目のお客様を乗せて、その後、次に待っているお客様のところに行くというのをAIのほうで最適なルートを検討して、車内にあるタブレットに地図が映っていますので、そちらにここここに行ってくださいという経路まで表示するという、そういった形で運行するというものでございます。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） ミーティングポイントというものは、現在のたまりんが町内4路線、それから玉村伊勢崎1路線、玉村高崎1路線の町外2路線、計6路線が走っておりまして、全ての路線について収支比率10%を下回るということで県からの補助金が頂けないけれども、コロナの関係で玉村伊勢崎線だけは若干県の補助金を頂いているという中で、ミーティングポイントは現行のたまりんの停留所とイコールであって、それを今後増やしていく予定がありますか。あるいは、高崎市、伊勢崎市への直行便についてもデマンド化というようなことをお話しされましたけれども、そのミーティングポイントについても増やしますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

まず、町内のミーティングポイント、停留所といったほうが分かりやすいのかなと思いますけれども、停留所につきましては、当然増やしていく予定であります。今現在、基本的には医療機関であるとか大きめのスーパーであるとか、そういったところにたまりんの停留所があります。そちらはそのまま使う、たまりんの停留所については変更しないで。さらに今現在、コンビニも大分増えております。高齢者の方がコンビニへお買い物に行くということも増えておりますし、ドラッグストアなども

大分件数も増えておりますので、まずそういった商業施設は増やしていく、追加していく。また、ご自宅のそばに停留所がない方も一定数いらっしゃいますので、それを今回の補正予算で計上させていただきました。バス停の追加の検討、そちらのほうを行いまして、おおむね例えば300メートルくらいのところ、ご自宅から300メートル以内のところには停留所がない方につきましては、そういった場所に停留所を追加すると、そういった取組もしていきながら、また運行していく中でここはどうしても必要だということがあれば、もちろんそれは随時追加をしていくように検討は進めてまいります。いずれにいたしましても、町内のデマンドにつきましては、現行の停留所から確実に個数は増えると思います。それは、年々増えていく傾向になるのかなというふうに思います。先行して行っている富岡市などは、ちょっと個数は忘れましたが、最初に比べて年々何十か所もミーティングポイントが増えていっているということは聞いておりますので、やはり住民のニーズのほうをある程度聞いていく中では、どうしても停留所は増えていかざるを得ないのかなというふうに思っております。

一方で、高崎直行便、伊勢崎直行便の現行の停留所から増やすのかというお話でございますけれども、こちらは大変難航しておりまして、交通事業者の方とお話もし、また県のタクシー協会の理事さんともお話をしていく中で、やはり玉村町の交通事業者の影響だけを考えるのではなくて、行った先、伊勢崎市であるとか高崎市の交通事業者に当然配慮していただかないと、そちらの営業を圧迫する。帰りの便がなくなってしまうおそれがあるというお話をいただいております、そちらに関してはもろもろ条件をいただいております。

今、我々のほうで、ここは最低行かなくてはいけないだろうというところとしましては、町外、伊勢崎市、高崎市につきましては病院、伊勢崎便は市民病院まで行っておりますけれども、市民病院の停留所は残させていただきたい。また、高崎便については黒沢病院に行っておりますので、黒沢病院は残すと。そのほか商業施設的なところにつきましては、今後さらにその辺りの運行地域としている伊勢崎市、高崎市のタクシー事業者等と早急にまた協議をさせていただいて、どこが着地点になるのかというところを早急に検討し、決定をした上で、町外便については運行をしていきたいというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） ミーティングポイント、イコール停留所というふうなことと、町外の路線については停留所の数が減るかどうか、ちょっと今難しい部分があるというふうなことでして、減る可能性があるというふうなことで受け止めましたけれども、今現在、たまりんは乗るときは停留所で手を挙げて乗って、降りるときは町道であれば降りることができるというふうなことで、降りるときはフリーというふうなことで町内100円でありまして、新しい新公共交通システムのデマンド型タクシーでは、この停留所と停留所のミーティングポイントが乗降になって、家の前を新しい新公共交通システムのタクシーが通っても、降ろしてくださいと言っても降りられないのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） そういった形になるというふうに考えております。

ただ、今のたまりんの停留所に比べまして、停留所間が短くなると思います。ご自宅の近くにも停留所を新たに設置するという形を取る中で、多少の不便はかかると思います。それはやはりどうしてもタクシーとの差別化を図らなくてはいけないので、多少荷物を持って歩いていただくこともあるということになりますけれども、ただそれは歩ける範囲というのですか、多少の不便をかけるけれども、低料金でご自分の希望した時間にタクシーに乗れて、希望の場所に行けるという、そういった利便性を考慮した上でそのような形、ご自宅の前に降ろすということもいつとき考えたのですけれども、やはり乗合の中で知らない人と同じ車両に乗っていく。こういった人がここに住んでいるのだということが、乗合の第三者、赤の他人に分かってしまうというのも、それはちょっと気持ち悪いねということが地域の座談会等でありまして、やはりちょっとドア・ツー・ドア的なものに関しては行わないほうが防犯上からもよろしいのかなということで、タクシー事業者に考慮するという部分と、防犯、そういった形も考慮した上でミーティングポイント型に決定をさせていただいたところです。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 料金が町内100円、町外が200円ということで、ミーティングポイント型でアクセスポイントを増やすということですが、想定される1回の料金はお幾らを予定していますか。

それと、もう一つは、タクシーですと迎車で今600円くらいですか、取られますけれども、3社、玉村町に入っていますけれども、3社のうち2社は新町、1社が玉村町にありまして、台数が少ないというふうなことで、タクシー補助券を町が発行しておりまして、75歳で48枚ですか、1枚500円の券を。これも使い切る人と使い切らない人がいますけれども、そういったところはどうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

料金の想定につきましては、当然今のたまりんよりも利便性が上がりますので、値上げをせざるを得ないのかなというふうに思っております。町内は一律料金を考えております。町外につきましては、町内料金よりも高くした上で、例えば伊勢崎市の市民病院、伊勢崎市のほうには群馬中央バスが行っておりますので、交通事業者、また地域公共交通会議の中でやはりバス便との料金のある程度の整合性というのですか、バスが今役場からですと伊勢崎市民病院まで400円とか450円とかで行っております。それよりも安過ぎるとなりますと、今度はバスに乗る方がいらっしやらなくなってしまい

ますので、その辺りは十分考慮して料金のほうは設定していただきたいということでご指摘を受けております。例えばでございますけれども、今のたまりんの町内便100円というのが300円とか、町内どこへ行っても1乗車300円とか、町外につきましては500円とか、その辺りの金額が大体の目安になってくるのかなというふうには考えております。

ただ、こちらも町のほうで料金を決められるわけではなくて、地域公共交通会議、また新しく法律が改正になりまして料金を決めるときには協議会のような、ちょっと正式名称は失念しましたがけれども、やはり料金部会のようなものをまずはつくって、なおかつ住民の方にこういうことで料金のほうを決めたいということを広く周知した上で、でない料金のほうは決定できないというふうには法律のほうで改正されておりますので、今後、関係者と協議をする中で、ある程度の金額のベースが決まりましたら、運賃協議会を開催した上で、また住民の方に広く周知をしました上で設定、決定になるという形になります。

タクシー券が使い切らない。確かにいろいろな方がいらっしゃるしまして、タクシー券の申請自体をもしものときのためにということで申請されている方が大変多くて、特に免許をまだ持っていらっしゃる75歳以上の方でありますと、使用する方というのは本当に数%しかおりません。また、アンケートの中でもタクシーを呼んでもなかなか来てくれないと、車両がないので、今すぐは行けませんよというようなことを言われて乗れないという方もいらっしゃいました。今後、デマンド化になりますと、事前の予約によってデマンドタクシーのほうでミーティングポイントまで迎えに行くという形になりますので、デマンドタクシーの混みようによって、例えば10時にどここの停留所で乗って、どここのスーパーに行きたいという、そういった予約をしたときに、その時間は先約があるので、先に予約をいただいた方をまず迎えに行き、その後になるので、ご希望の10時ではなくて、10時15分くらいになりますよ、それでもよろしいですかというようなことをアプリのほうでAIのほうで経路検索等をして、決定をして、そういった提案もしながら予約のほうは受ける形になりますので、まるきりタクシーほど便利ではないのですけれども、ある意味乗れない、ご自分のご希望のとおりには若干いかな部分もあるけれども、まるでタクシー、デマンドタクシーに乗れないということは減ってくるのかなとか、ほとんどなくなるのかなというふうには我々期待しております。ただ、それが定着をして、デマンドで皆さんお出かけになるということになると、デマンドタクシーの台数が不足する可能性もありますので、そうなった場合にはデマンドタクシーを増車するということが将来的には考えなくてはいけないことがあるのかなというふうにも思っております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 丁寧な説明をありがとうございました。

私が調査したところによりますと、昭和村はデジタル田園都市国家構想推進交付金の交付決定を受けて、対象経費がソフト経費1,460万円、ハード経費1,780万円、関越交通に委託して2台

のバスを購入するというふうなことで、国から2分の1の交付金を受けるというふうなことで事業を令和5年3月から新しいデマンド型交通システムを入れたというようなことですけれども、玉村町も町長の説明ですとデジタル田園都市国家構想推進交付金を受けるというようなことで、既に交付申請をされて、交付決定が来年4月でないと、来年秋以降のたまりん、新しい新公共交通システムは動かないと思うのですけれども、財源等私が細かく聞きましたけれども、お答えが全くないのですけれども、恐らくこのデジタル田園都市国家構想推進交付金を使うのであれば、事務レベルとしては既に交付申請がされているはずだと思うのですけれども、まずそれが1つ。

それから、もう一つ大切なことは、先ほど人流データ関係の調査を行ったというふうなご回答があった中で、高崎市民がたまりんを活用して玉村町への移動が行われたというような調査結果が出ておいて、高崎市から交通分担金200万円程度がもらえるのではないかとというようなお話を私は聞いております。実際、来年度以降の特定財源として、この交通分担金が取れるというふうなことになるれば大変な貴重な特定財源でありますから、これ大いに高崎市役所と折衝して取っていただきたいと思っています。まず、こういうふうなことは来年度一般会計当初予算、あるいは補正予算の中で歳入予算として明確に明示されてきますから、今そういう事実が分かっているのであれば、お話しいただきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

デジタル田園都市国家構想推進の交付金の申請なのですけれども、まず担当レベルではデジタル田園都市国家構想推進の交付金の申請を今年度行わせていただきたいというお話をしております。それについては県のほうも、今までの話の中ではぜひ申請してくださいということをお願いしております。ただ金額につきましてはまだ不確定要素がたくさんあります。というのもやはり交通事業者もまだ正式に決まっているわけではないですし、なかなかこちらのデマンドを動かすに当たってはどうしても交通事業者のご理解をいただかなくてはいけないのですけれども、交通事業者もやはり利益を優先しなくてはいけないですし、なかなか今タクシーの運転手さんも集まらない中で、やはり運行するものいろいろ問題があるという中で、まだ正式にこのくらいの経費がかかるというのは、もう本当の概算、こちらの腹積もりと向こうの腹積もりをある程度すり合わせている段階ですので、町長の答弁にもありましたとおり、まだ正確な金額につきましてはお答えすることができないということになります。

人流データの高崎市から玉村町への分担金というお話、こちらは今現在、前橋市と共同で運行しております新町玉村線、玉村前橋線、こちらの負担金の関係なのですけれども、こちら高崎市さんのほうにはこういった今現在の状況があって、何とか一部負担していただけないかということは担当レベルでお話をしました。そちらの結果なのですけれども、お話は分かるのだけれども、新町玉村線、玉村前橋線の永井バス自体は何十年と運行しているわけなのですけれども、当初話がなかったものを今急に

そういったことがなぜ持ち上がったのかと、それなら最初の段階で分担金の話があったしかるべきではないかというようなご指摘も受けながら、高崎市にも当初こういったバスを走らせるというお話はしたようなのですけれども、そのときに分担金の話は特にしていなかったのもということで、玉村町の当時を知る人等にも聞いたのですけれども、当時そういう話はしていないと、お金の話は高崎市とはしていないよということでありましたので、であれば今急に負担金を求められても、ちょっと高崎市としてはのめないというような返答はいただいております。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 今のお話、大変重要な問題でして、一般財源確保は経常収支比率を下げることもなりますし、それだけ町が自由に使えるお金が増えるということですから、ぜひ交通分担金を取っていただきたいと思います。なぜかという、5月に私が昭和村に議員の皆様と一緒に行かせていただいたときに、昭和村の公共交通補助金額一覧を見ますと、赤字額が2,300万円ほどのところに昭和村の負担金が1,984万円、群馬県の補助金が320万円ほどあって、そこに沼田市分担金48万4,000円入っているのです。これ5月のデータなのです。ということは、私は昭和村へ聞きましたけれども、このやり方というのは別に前橋市と玉村町が共同運行している新町前橋路線は、そういう約束だから前橋市にキロ数に応じて共同分担金を出しますけれども、昭和村の例は、これは関越交通に対して昭和村がお願いをして、これだけ沼田市民のために昭和村が運行して、永井バス3路線に乗っていただいているのだから、お金下さいよと言って取れたお金で、ずっと前から取れたので、こんなことは環境安全課、私なんかよりずっと前からこの職務をやっていたから気づくはずであって、過去にも気づくべきであったと思います。こういうのを民法第724条の不作為不法行為論に基づく損害賠償請求ということで、町に対して取れるべきお金を取らなかったと、気づきはなかったと、それは故意であろうが、善管注意義務で一生懸命勉強して取ることもいろいろ考えたけれども、分からなかったというふうなことであったとしても、結果的に町の歳入確保に全力を上げなかったということで過去来ていたわけです。だから、最低限そういう交渉を高崎市としているのであれば、ぜひ交通分担金を未来に向かって取ってきていただきたいと思うのです。黒沢病院でもアピタでも、それから高崎高等特別支援学校ですか、この件についても高崎市民の方が乗っていて、分担金だって高崎市は、玉村町が合理的な理由を示せば出していただけだと思います。過去に話がなかったからって、過去に話をすべきだったのです。過去に話をすべきで、一般財源を確保すべきなのにしなかったということは、私はこれは行政を執行する人間全員として、議員もチェック機関として指摘、私は民生文教常任委員会委員長でありますから、こういったことを一般質問通告するときに気づきました。昭和村の資料を見て。だものですから、この辺は副町長、どうですか、私の議論に対して。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） 引き続き協議を続けていきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） もう5分しかないので、これは責めているわけではなくて、取れるものは取っていただきたいというようなことですので、委員長という私の立場もありますから、これはぜひ頑張ってもらいたいと思います。この件はあと5分しかないので、ほかの質問に行きます。

空き家対策、質問させてください。町長も6分の1軽減課税の話がされましたけれども、税務課長、実際のところ、私も二階建てのうちを1回、そこにあった土地の平屋を1回、2回更地にしました。90万円と50万円かけて、もう15年以上前ですから、固定資産税もしっかり上がりました。でも、6倍になったわけではないのですけれども、皆空き家を持っていて、古い空き家を壊さないのは、税金が上がるのだよ、6倍になるのだよという意識があると思うのですけれども、実際のところどのくらい上がるというふうに思いますか。せいぜい1万円だよ、2万円だよ、6倍になるのではないのだと、そこはどうでしょうか。あるいは、都市建設課長でもいいのですけれども、その辺の感触。そこが大きく空き家が減らない、美観的にも環境的にもよく空き家なんかが減っていかない理由かと思うのですけれども、税金関係どうですか。

◇議長（石内國雄君） 税務課長。

〔税務課長 貫井利行君発言〕

◇税務課長（貫井利行君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、確かに6分の1、全く6倍に上がるというわけではないのですけれども、6分の1というのは200平米までの敷地の面積に係る部分ということになります。それで、各家庭の土地のもともとの課税標準額にもよると思うのですけれども、何とも金額の問題については人それぞれの考えがありますので、それが多いか少ないかというのはちょっとここではお答えできないのですが、感覚の問題としては私個人とすればそんなに大きな金額ではないと思っております。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 税金の話につきましては、先ほど税務課長からありましたように、確かに200平米までは6分の1で、それを超えると3分の1というような形になりますので、全く6倍になるということではないかと思えます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 町の空き家を除却するときに50万円が限度額で補助金が頂けますね、これ。その件数も町長からお話がありまして、そこに持ってきて空き家バンクがホームページ上、バンク数

がゼロということで、民間の不動産会社でも空き家のあつせんをしております。政策提言の町の回答を見ますと、空き家が古いのに、修繕もしないのに、空き家バンクに登録して使い勝手が悪いものを誰が借りるのだというところで、ではリフォームして修繕費を出してほしいということで、民間のところの住宅に対してリフォーム補助金などは出せませんという理屈があるところでもありますから、私は思いますのに、空き家バンクは移住、定住とか、目的とすると環境保全とか良好な住まい環境の保全につながるということですから、この空き家補助金の50万円を倍くらいにしてあげて、空き家バンクのお仕事を担当の方がやっていますけれども、実際件数が上がってこないの、事務負担も大変だと思うのです。そういう事務の合理性等から考えて、空き家バンク制度は民間に任せて実際やっているのですから、補助金のほうを少し増やしてあげて、事務の軽量化を図った上で予算を補助金のほうに回すと。つまり極端なことを言えば、空き家バンクという制度があるのだよということでアピールしてもいいのですけれども、実態がないのであれば、そこは民間に任せて、除却補助金を浮いた経費でもって増やしてあげれば、どんどん空き家が減って行って、地主さんも更地にして新しく売り出そうというようなことになって、皆さん住まいはきれいな新しいうちに住みたいと思うのです、入ってくる人も。そういうバランスはどうですか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

空き家バンクにつきましては、現在ゼロ件ということなのですけれども、登録の仕方なんかもこれからちょっと工夫をしていきたいと思っています。今考えておりますのが、国のほうでやっています業者さんがおりますので、そちらのホームページのほうに空き家バンク、登録があれば載せていくようなことを今現在、進めております。補助金につきましては、確かに金額が大きいほうが進むのかなというのはありますが、その辺は予算の都合もございますので、またいろいろ考えていきたいと思っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 最後に、教育長、主権者教育と道徳教育について、日の丸、国家、国旗が法律で制定されまして、私は県の機関にいたときに、県旗と国旗は毎朝研修所では掲揚しておりました、順番で。今小中学校でそういうふうなことを行っておりますか。行うことが主権者教育と道徳教育の一環だと思いますか、いかがですか。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） そのように国旗の掲揚等をするようにということは、その時々でいろんな

行事等あるときに国、県を通して通知が来ておりますので、それに基づいて掲揚等をしております。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。10時15分に再開します。

午前10時1分休憩

午前10時15分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、3番松本幸喜議員の発言を許します。

〔3番 松本幸喜君登壇〕

◇3番（松本幸喜君） 議席番号3番松本幸喜でございます。よろしく申し上げます。

それでは、第1質問に入らせていただきます。まず、公共交通機関の見直しについてということで、先ほどいろいろな質問を先にさせていただいて、ある程度の概要は分かったかと思っておりますけれども、重なる部分もありますが、よろしく申し上げます。公共交通機関の見直しの進捗状況はどうなっているか。次の3点について問う。

- 1、停留所の設置場所の基準と設置数。
- 2、新たな運行システムの方式及び試行と全面移行の時期。
- 3、住民周知のための働きかけの方法について伺いたいと思います。

2番目といたしまして、空き家対策について、1番、3月議会の一般質問では、空き家件数が280件、先ほどの質問では274件と急増しているとの答弁でありましたが、いわゆる団塊の世代が75歳以上の高齢者になってきております。今後ますます空き家が増加するものと思われれます。新たな計画の改善点と、今後行われる具体的な取組について質問いたします。

1、現状確認として、次の3点について伺います。空き家の件数、管理不全空き家の件数、所有者が居住している地域、町内か県内か県外かの割合です。

2番目としまして、管理不全空き家等に対する法改正の住民周知の方法として、次の2点について伺います。町内の空き家の所有者に対する方法、町外または県外に居住する空き家の所有者に対する方法。

3番、10月に空き家無料相談会が開催されたが、町民の反応はどうであったか。

4番、空き家無料相談会でのアンケート調査の結果とその分析結果はどのようなものであるのか。

5番、地域おこし協力隊（移住促進）との連携はどのように図っていくのか。

次に、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が12月に施行される予定である。特定空家や管理不全空家の認定はどのような手順で行われるのか。また、検討する場合はどのような機関で行うことになるのか、伺いたいと思います。

3番、地域おこし協力隊、これの移住促進についてであります。町では地域おこし協力隊を募集し、令和5年4月より移住促進に関する活動を開始したと聞いているが、次の2点について伺います。

1、地域おこし協力隊（移住促進）の募集条件に掲げた1年目の目標は何なのか。

2、地域おこし協力隊として、空き家の把握をどのように行っているのか。また、都市建設課との連携をどのように図っていくつもりなのか。

以上の点について質問させていただきます。よろしく申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 松本幸喜議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、公共交通機関の見直しについてお答えします。まず、1点目の停留所の設置場所の基準と設置数についてですが、11月14日に開催した地域公共交通会議において、町内にある既存のたまりん及び路線バスの停留所を使うことが決定しています。また、既存の停留所が地域内にない、または少ないため不便な場合、停留所の空白地域がないよう増設を検討します。また、行き先としてのバス停についても、現在未設置の公共施設や医療機関、商業地域を中心に増設を検討します。その基準についても現在検討中ではありますが、一般のバス停設置基準が300メートル以内に1か所という点と、住民の利便性、町内タクシー事業者への経営への影響を考慮しながら、一定の基準を定める予定です。

町外の停留所につきましては、町内のみならず、町外の交通事業者への影響も大きいと、地域公共交通会議において事業者に配慮した上で決定することとなりました。引き続き町民にとって必要な場所に停留所を設置できるよう、事業者と協議していきたくと考えております。

次に、2点目の運行システムと全面移行の時期についてですが、運行システムについてはAIを活用したミーティングポイント型デマンド運行となる予定です。すなわち利用者はアプリや電話で予約し、その予約をAIが自動的に集約、最適な運行ルートを生成し、管理する方式としたいと考えています。今後システムの詳細な仕様などを詰めていきます。

運行開始の時期ですが、既存の交通事業者と協議中であり、実際の運行事業者が決定前ではありませんが、活用を予定している国庫補助金などの都合もあり、令和6年度の下期以降に始めたいと考えています。なお、運行に当たっては、町内全域及び一部町外を含め、一斉に開始したいと考えています。

最後に、住民周知の働きかけの方法についてですが、運行事業者との協議が完了し、システムが決定し次第、広報紙はもちろんのこと、多くの媒体を使って周知するとともに、区長や既存団体にも働きかけた上で住民説明会等を実施し、制度及び予約の方法等についても広く周知を図っていきたくと考えています。

次に、空き家対策についてお答えします。まず、1点目の新たな計画の改善点と今後行われる具体的な取組についてお答えします。1つ目の現状確認についてですが、空き家の件数は令和5年3月時

点の確認において274件あり、そのうち管理不全空家に分類されると思われる空き家は17件となっております。また、所有者が居住している地域については、町内居住者が112人、県内居住者が107人、県外居住者が51人、相続等が済んでいないため所有者が特定できていないものが4件で、割合にしますと町内居住者が4割、県内居住者が4割、県外居住者が2割となっております。

次に、2つ目の管理不全空家に対する法改正の周知方法についてお答えします。令和5年6月14日に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布され、その中でご質問にあります管理不全空家等に関する法改正が行われました。改正法の施行に向けて、関連する法令や基本指針等も改正する予定となっておりますが、現時点では改正法の施行期日や具体的な指針が示されていないため、詳細が判明次第、広報やホームページ等で周知したいと考えております。また、町内、町外を問わず、空き家所有者に対しては空き家調査等を行う際に通知等で周知をしたいと考えております。

次に、3つ目の空き家無料相談会の町民の反応について、4つ目の空き家相談会のアンケート調査の分析につきましては、関連がございますので、併せてお答えいたします。空き家無料相談会は、去る10月5日にNPO法人群馬県不動産コンサルティング協会のご協力をいただき開催いたしました。相談会開催の周知につきましては、「広報たまむら」9月号、町ホームページ、メルたま、空き家所有者等へのダイレクトメールで行い、町内在住者6名、町外在住者5名の計11名から相談がありました。また、アンケート調査結果の分析ですが、相談内容については現在の対策が7件、将来の対策が4件で、そのほとんどが売買等で処分したいといった相談でした。相談者からは、大変参考になったとの感想が多く寄せられましたので、今後も定期的に開催したいと考えております。

次に、5つ目の地域おこし協力隊との連携は、どのように図っていくのかについてお答えします。現在、都市建設課では、特定空家を認定したり、空家等対策計画を改定するための空家対策協議会を開催したり、空き家相談会を通して現在の空き家所有者、将来に空き家所有者となる可能性のある町民に空き家の処分や利活用に関する啓発を行っておりますが、地域おこし協力隊の方にも空家対策協議会に同席していただき、情報共有を図ったりしており、今後も空き家所有者等に対して啓発活動を続けていく中で、地域おこし協力隊と協力し合えることを協議し、連携を図っていきたいと考えております。

次に、2点目の特定空家等や管理不全空家等の認定はどのような手順で検討されるのかについてお答えします。特定空家等につきましては、平成26年に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法において、その措置が定められております。玉村町においても、平成31年に玉村町空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例及び玉村町空家等の適正管理及び活用の推進に関する規則、玉村町空家等対策計画でその措置や手順を定めております。具体的には、特定空家等に該当すると思われる空き家を確認した場合、所有者へ適正な管理を依頼します。改善が見られない場合は、特定空家等に対する措置に関する必要な指針に基づき、立入調査を実施します。認定に当たりましては、調査結果を基に玉村町空家等対策協議会に諮問し、最終的な決定を行います。

なお、12月に施行予定となっている空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律では、特定空家化を未然に防止する観点から、放置すれば特定空家になるおそれのある管理不全空家について、所有者等に対して管理指針に則した措置を市町村長から指導、勧告を行うことができるとされているところですが、現時点で施行日や認定に係る指針等の詳細が国から示されていないため、それらが明らかになってから手順等を検討していきたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊についてお答えします。今年度4月より2名の地域おこし協力隊員が玉村町に着任いたしました。1名は東京都から移住し、重田家住宅の管理や、主に食を通じた地域の人たちとの交流、玉村町の活性化等の活動内容です。もう1名は、奈良県から移住し、玉村町への移住促進PRや都心部と玉村町とでの2拠点生活を促す活動を行っています。

1点目のご質問の移住促進の募集条件に掲げた1年目の目標は何かですが、玉村町に転入しての活動ですので、まずはこの玉村町のことを理解すること、業務に関する人脈づくりや自身のスキルアップを主な目標にしております。このため協力隊員として自身の情報発信や実際の移住者との意見交換、必要な資格の受講といったことを行っております。

次に、2点目の空き家の把握をどのように行っているのか、都市建設課との連携をどのように図っていくのかのご質問ですが、協力隊員として認識していただけるように、町内の不動産事業者へご挨拶に訪問した際に、中古物件の情報を伺ったり、都市建設課からは空き家対策の現状や実情についての説明を受けることにより、情報を収集しております。また、都市建設課とは、玉村町で行う空き家無料相談会に同席をさせていただくことや、移住の相談者が現れた際には相談者と一緒に空き家バンクの話聞きに行き、都市建設課へ同行するなどを考えているとのこと。

いずれにいたしましても、協力隊員は空き家対策の活動をメインにはしてはおりませんが、移住促進活動の中で、空き家はその移住先をあっせんするための選択肢としては大事な部分であります。町としてもこれからもしっかりと地域おこし協力隊員の活動をサポートしていきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） まず、第1の質問、公共交通機関の見直しについてなのですが、停留所の設置の基準が300メートルということなのです。当初聞いていたのが100メートルくらいの基準ということで個人的には伺っていたのですが、その辺はどのような経緯で300メートルになったのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にありました300メートル以内に1か所というものにつきましては、こちらが国のほうで示している一般的なバス停設置の基準ということになりまして、これが玉村町にそのまま

直結するというものであるというふうには今のところ考えておりません。こちら町内のほうをよく見て、住家が全然ないようなところに停留所を置いても仕方がないですし、また、たくさんの方が集まっている場所につきましては300メートルを問わず、どちらかのしかるべき場所に停留所を設置するという、そういったことも考えていかななくてはいけないことですし、そのための予算の関係を先日の補正予算のほうに計上させていただいておりますので、また、業者が決まりましたらその設置の基準についても改めてよく協議をして、住民の方が不便を感じないような、そういった場所に停留所のほうは設置していきたいと考えています。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 利用の方が高齢の場合、特に車に乗れなくなった年代、今、大体80歳くらいまで結構皆さんお乗りになっているようなのですけれども、町なかをよく見ますと、あちこちぶつけた跡のある車というのが随分増えてきているように感じています。自分自身も気をつけたいなというふうに思いますが、全国的にそういった交通事故等も大変頻発していて、危険な状態の方も結構車にお乗りになっている方も多いかと思います。その方々が車を手放して買物に行こうというとき、ちょっと想像していただければ分かると思うのですけれども、両手に買物の荷物を持って帰ってくる時、行きは手ぶらでまだいいのですけれども、帰ってくる時を考えてみれば、300メートルの範囲というような、そうではないということではありますけれども、やはりその辺のところは人口がある程度密集している部分であれば、日常的に移動できる範囲の中で停留所を設置していかないと、利用促進はなかなか図れないのではないかとすることは事前にもう分かっているかなというふうに思います。

藤岡市ですとか前橋市ですとか、こういった方式でのデマンド化というのが随分前に図られていますが、では利用者が増えたかというところほとんど増えていないという調査結果が出ています。単純に今までの停留所をデマンドにしたら利用できるようになるわけではないということです。また、たまりんと同じ轍を踏むようなことのないようにしていただきたいなというふうに切に願います。

今後、距離的なもの、停留所方式ということで作るといったことなのだと思いますけれども、決まった後も定期的に見直しをするというような予定はあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

停留所に関しましては、実際の運行をしていく中でやはり増やしていくべき場所、また実際運行していてここは必要ないのではないかといいところもあると思いますので、そういったことも実際の運行をしていく中で利用者の方のアンケートであるとか、実際AIのシステムを導入しますと、どこのバス停、停留所でたくさんの方が降りているとか、ここは1年間一回も使われなかったというような、

そういったデータのほうも集計ができますので、そういったデータも活用しながら、新たなそちらの停留所の増設についても検討は当然ずっと続けていくことになると考えています。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 先ほど1年間使っていないような休眠停留所ができてというようなことなのですけれども、休眠停留所があったとして、何か不都合はあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） デマンドになりますと、特に使っていない停留所があっても、実害というのは特にありませんので。ただ、やはりどんどん、どんどん増えていってしまうと、AIを使うにしても停留所間が物すごく近い、例えば50メートル離れたところにもう一個つくったとなれば、もともとあった、さほど使われないようなところに関してはどうしようかという検討が入るのではないかとこのように考えております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） デマンドの最大の特徴、今まで路線バスの場合は線をつないでいるので、停留所がいっぱい増えると時間もかかります。回る範囲も広がりますし。ところが、このデマンド型の場合は点と点をつなぐのです。休眠のところがたとえ増えたとしても、点と点をつなぐので、乗れる人数は大体1台6人くらいですか、最大6人とか7人とか、そのくらいのもになりますから、時間的なものだとか、その他の不都合というのはほとんどないわけです。

もちろん先ほど言ったように、あまりにも多くなった場合は整理する必要はあるかと思えますけれども。ということで、個々に対応をしようと思えばできるわけです。毎日毎日その人が使うわけではないので。条件としては、1回につき6人程度の乗車という範囲の中で時間配分をしながら、停留所にバスが直接迎えに行くというようなことで、時間的なロスですとか、待ち時間が非常に長くなるとか、そういうようなことは利用者の数によって決まってくただけであって、停留所の数で影響は受けられないわけです。

ですから、極力オンデマンドに近い形で、事業者さんがタクシー会社になるということで、その辺の交渉は大変難しくなるかと思うのですが、オンデマンドに近いような停留所の設置ということは目指していけるのではないかと思うのですけれども、その辺はどう考えますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） すみません。私のお答えが少し足らなかったと思います。

1年間というのは、特に1年間使われなかったからもうすぐにやめるとか、そういうことではなく

て、例示として挙げさせていただきただけでございますし、今後こちらが運行を開始して、やはりずっと効果等は見えていかなくてはいけないので、その中で検討していくということで認識しております。なので、先ほどのお答えした1年間でどうかということは、あくまで例示、あくまで過程の中の話ですので、特に1年使われていなかったから停留所をすぐに廃止するということではないということでもあります。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 私の質問の仕方も悪かったかと思うのですけれども、1年で精査してどうのこうのということではなくて、停留所の数をたくさん増やしておく。300メートルの範囲ではなくて、実際問題50メートルだって厳しいと思いますけれども、そのくらいの範囲の中で停留所を設置したとしても、送迎をするための時間ですとか待ち時間ですとかというのは、6人なら6人までしかないわけですから、それぞれ点と点を結んで最短距離に行くというAI方式ですので、その辺の時間的な距離ですとか、時間的にすごくかかるとかというような調整というのはされているわけですから、オンデマンドとは言わなくても、オンデマンドに近い形での停留所の配置というのはできるのではないかとということです。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 停留所の数につきましては、今後検討をもちろんしていきます。先ほどの300メートルというのは、あくまで国が一般的に示しているものでございますので、それを特に遵守するという考え方はございません。

ただ、松本議員がおっしゃられる、お買い物の帰りに両手に荷物を抱えてという形になりますと、例えば足が悪いとかというような方であれば、そちら帰りだけは通常のタクシーを呼んでいただいて、本当に玄関先まで送っていただくというような、そういった形も取れると思います。タクシー事業者に関しましては、こちらのデマンド交通になるに当たって、やはりドア・ツー・ドアのお客様が相当数食われてしまうのではないかと懸念されておりますので、やはりタクシーを利用するという習慣、タクシーの利用促進も併せて、こちらのデマンド開始に当たって伸びればいいのではないかと。やはりタクシー事業というのは今後の高齢化社会においてなくてはならないもの、デマンド交通というのはある程度時間のほうも限られておりますので、デマンドが動いていない時間はタクシーを利用していただくかざるを得ないこととなりますので、そういった両方をハイブリッド的に使っていただく方式というの、改めてそういった住民周知の中でお話のほうはしていきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） この新しいやり方が成功するかどうか、その点について私は非常に重要なところが2点あると思っています。今まで言われたように、いかに近くに停留所を配置できるか、これがまず主要な問題だと思います。それがないから、現在のたまりんも利用されないのです。たまりんは、私の個人的な見解では、使い方によっては利用価値があると思っています。あるのですが、特に利用できない。しないのではなくて、できない理由というのは、停留所の位置なのです。ほとんどの方にとってみれば、先ほど言ったように、荷物を持って家にたどり着けない。そういうような場所といいですか、設置数しかないがために、利用したくても利用できない。逆に言うと、その周辺にいる人にとっては利用しているのです。それが年間7,000件くらいの人数になっているわけで、停留所の数、そこによってこの事業もたまりんと同じようになってしまうのか、ほかの市町村よりもっと利便性の高いものになるのか、その辺の町全体の大きなイメージを変えるような重要なものになるかというふうに思っています。ぜひ今後も事業者と検討していただいて、富岡市の場合、バス停250か所くらいから始まりましたが、現在600か所を超えているというような状況になっていますので、地道な検討が必要かと思えますけれども、ぜひ検討していただけたらというふうに思います。

それと、住民周知の働きかけ、いろいろ考えていただいているようなのですが、事前にそういう座談会というような形でいろんな地区で住民の方の意見を聞いて、決まってから、はい、こうですではなくて、意見を聞いて、それを積み上げるような形で今やっけていただいているようですので、大変先進的な取組になっているのではないかなというふうに私としては感じています。

もう一点ですけれども、ここにはないのですけれども、要望としてなのですから、実際に今のタクシーを使っている人たちの感想を、いろいろやっていたものですから、いろいろ聞いているのですけれども、特に運転手さんの社員教育といいますか、接し方、これが大きな私もう一個の隠れた成功するかどうかのポイントになってくるのかなというふうに感じています。中には半べそかきながらタクシーで帰ってくる方もいらっしゃいまして、運転手さんはそんなつもりはほとんどないようなのですけれども、対応が怖いと。最初からおそろおそろ乗っているというようなところもあるので、そういった高齢者の感じ方、捉え方、そういったものをある程度事業者さんのほうにも今後の対応の中で感じてもらうような研修ですとか、そういったものもしていただけたらなというふうに思います。その点はどう感じているでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） そのようなご意見も役場のほうにも届いておりますので、都度事業者のほうにはそういった苦情があったということはないでおりますし、今後また公共交通の本当の一端をデマンドとして担っていただくようになれば、運転手さんももちろん親切に対応していただかなくては、ますます今以上にそういったことも望まれますので、そちらは事業者ともよく密に連絡の

ほうを取りながら、運転手さんの教育についても要望していきたいと思います。ありがとうございます。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） ぜひよろしくをお願いします。

ますますこういうふうになると、高崎市ですとか前橋市ですとかという市部の周辺に住んでいる人たちの住環境と、玉村町の住環境、高齢になった人たちの住環境を考えてみると、これが成功すればずっと便利になる。より差別化できるような町として胸を張れるのではないかなど、大変期待しておりますので、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

次に、空き家対策について伺いたいと思います。管理不全空家が現在17件あるというようなことなのですけれども、この17件に対して具体的にはどのような取組がされているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

まだ管理不全空家というものがはっきり確定しているわけではなくて、外観から見たりするとこれからなり得るということですので、今のところ特にそちらに対しては行っておりません。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 今後行う予定はあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 法律が改正されれば、そちらをもう一度確認をして、管理不全空家になるという可能性があれば、所有者の方に連絡をして、適正な措置をしていただくような形になるかと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 管理不全空家については、なり得るということで可能性のあるところが特定されているわけなので、管理を促すような、そういった通知ですとか、そういったものは現在行っているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） まず方法といたしましては、空き家のアンケート調査なんかを送るときに除却制度の案内だとか、無料相談会の案内だとか、そういったものを送っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 所有者が町内にいる方は、この17件のうち何件くらいだというふうに、情報をつかんでいるようだったらお願いします。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 今ちょっと手元に資料がないので、分からないのですが、取りあえずはその管理不全空家候補になるものについては、今のところ町内町外の確認は取れておりません。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 10月に無料相談会を行っていただいて11名の参加、希望としては12名いたようなのですが、市部で同じようなことをやったとしてもせいぜい数件なのです。その中で11件あったと、実際に来られたというようなことで、大変ニーズが高いのではないかなというふうに思うのですが、この辺についてはどのように評価されているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、10月5日に空き家無料相談会のほうを開催いたしまして、11名の参加をいただきました。内容とすると、現在の相談が7件で、将来的になる可能性があるということで4件の方がいらっしゃっています。今まで無料相談会をやっていなかったもので、その関係でいらっしゃるとい、11名という人数があったのかなというふうには感じておりますが、その後のアンケート、聞き取りなんかをしたところ、大変役に立ったということでしたので、また今後も引き続き無料相談会を定期的に行っていきたいと考えています。

取りあえずNPO法人群馬県不動産コンサルティング協会の方とは既に話をしまして、大変好評だったので、年が明けて2月頃にもう一度、その後はまた時期を見て定期的に、年間4回とか5回とかというような数ができればいいなというふうに今考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 本当に頻繁に気軽に寄ってもらえるような環境を整えていただけると、所有者の方などに話を聞きますと、なかなか面倒というか、相続関係でいろいろもめていたりなんだりというようなことが相当数感じられます。そういったことに対するものも含めて、相談ができたというようなことも聞いておりますので、法的なものも含めて対応が必要な場合も出てくるかと思うのですが、もう一つは町内の不動産の専門家、不動産事業者さんがいらっしゃるわけで、そういったところとの顔つなぎといいですか、行政が直接売買に関わることはできないわけですし、やれないと思いますので、そういったところと、この相談会をきっかけにして連絡を取っていただくような、そういうような方向というのはあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） おっしゃるように、以前にアンケートを取ったときも、売却したいというお答えが結構多かったのですが、どうしたらいいか分からないという方もそのうちの多くだったのです。

今回、無料相談会をやっていたいただいたコンサルティング協会、こちらのほうは不動産鑑定士、弁護士、建築士、司法書士とか、そういった方も協会の中に入っていて組織されますので、やはり丁寧に対応してくれるので、相談に来た方はそういった方に引き続きお願いしたいという考えもあるようですので、ちょっと組織的に町の業者さんが組織とかに入っていていただければいいのかなとは思いますが、やはり来た方の考え方で、ぜひその相談をした延長として任せたいというのが、なかなか心情のようなことでも聞いております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 法人の方に聞きますと、もちろんそういった資格をお持ちの方が法人を運営しているわけなのですが、直接売買に積極的に関わるといえるようなことは、事情によってするかもしれないのですが、非常に遠隔地で不動産屋さんが手を出しづらいような、そういったものについて法人が行って相談に乗るといえるようなことはしているようなのですが、今ある既存の土地だとか、売買してもおかしくないような、そういうようなところについてはNPO法人さんのほうで積極的にそれに関わる、商売につなげていくというような、そういう関わり方はしていないというふうに聞いているのですが。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 一応相談等については無料でやっていただきまして、あとどうしてもその方が不動産屋さんにお任せしたいということであれば、相談に乗っていただいた方がその後の

ものを引き継いでやっているようです。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） では、その法人さんがやるということも多々あるというふうな認識でよろしいでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 実際にも前回の相談会の後に、そのままどういうふうに分の土地をしたらいいのかという相談を受けて、今それに取り組んでいますよというようなお話もそのメンバーの方から聞いております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） やはり町が主催してといいますか、関わってというようなことであれば、不動産業者さんに対するものよりも、信頼性の問題が非常に大きいと思うのです。商売ですから、なるべく安く買って高く売ろうというような形になるのかと思うのですけれども、その辺があるので、なかなか直接不動産屋さんに行くというような方は少ないように感じています。町の看板がそういうふうな意味で非常に有効に活かされるのであれば、信頼できる法人さんであれば、そういうふうな形で積極的に関わっていただいて、それをサポートするような形で住民になるべく周知していただくというようなことになるかと思っておりますので、今後も取り組んでいただきたいなというふうに思います。

もう一点なのですけれども、アンケートを取ることなのですけれども、次の質問にも関わることなのですけれども、地域おこし協力隊、せつかく1名来ていただいているのですけれども、なかなか空き家情報というのを自前で準備しなくてはいけないと。アンケート調査のときに、例えばブランディングの資格を持った人が入ってくると思っていますので、そういった人たちが関わられるように、アンケートの項目の中に継続的に、またはこういう地域おこし協力隊の方との相談を許可するかどうか、了解をしていただけるかどうか、その辺をアンケートの中に1項目入れていただければ、その相談会に来て了解を得た人の住所だとか連絡先だとか、そういったものを地域おこし協力隊の方に知らせて連絡することができるのかなと思うのです。そうでないと、空き家がどこにあるか、所有者がどこにいるか、そういったことを全部自前で調べなくてはいけないというのが、個人情報に関係が関わってくることなのですけれども、そういうふうにアンケートの中で了解を取っていただいて、連携を取れるような、そういう配慮というのは考えていただけないでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 空き家の調査をやりますので、そういったときにはアンケートの項目に入れることは十分に可能だと考えています。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） ぜひ使える人材はいろいろな形で使っていただいて、生かしていただければというふうに考えますので、よろしくをお願いします。

それと、空き家対策の（2）番のところなのですが、特定空家や管理不全空家の認定、これは指針待ちというようなことではあるのですが、例えば管理不全になっていて、草ぼうぼうで竹が生い茂ってというような、そういうような状態のところもあるわけです。それを所有者の方は管理不全と認めない。いや、草刈りはやっていますよというようなことで言われたときに、その辺はどのくらいの頻度で17件の管理状況を調べているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） こちらの調査をしたのが令和5年3月時点ということで、その後はしておりませんので、今後管理データベースをつくって、今どういう状況であるのかというようなことを調べるようにしたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） ぜひそうしていただいて、例えばよく聞くのが年に1度くらい草刈りに来ているとか、一、二度草刈りに来ているというような形で管理をしていますという方も中にはいらっしゃるようなのですが、今年の暑さなんかを考えれば、それこそ月に2回くらい草刈りに来なければ、もうあっという間に草ぼうぼうになってしまうわけです。既に庭木が生い茂ってしまって、周辺の隣接しているお宅、大変困っているというようなお宅、随分目にしているのです。ぜひそういったことも含めて通知を頻繁に出して、相談をして、それで納得してもらうような形で指定をするという方向で、この辺は問題にならないように丁寧な対応というのが求められてくると思います。ここまですればしょうがないよね、これだけやったのだからしょうがないよねというようなところで納得してもらえるような指定方法を考慮していただければというふうに思います。

では、3番、地域おこし協力隊の移住促進についてなのですが、先ほどもちょっと提案をさせていただいたのですが、地域おこし協力隊の隊員個人の能力だけで何かやろうかと思っても、なかなか難しいと思うのです。特に受入れ体制を整えるというのは非常に厳しいのではないかと思います。その辺はどのように考えているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 地域おこし協力隊、こうしたお仕事をお願いしたいということでご応募いただいております。その中で、これをこの方に全部丸投げという形では、なかなかその後立ち行かなくなるということは、これまでの全国の地域おこし協力隊の実例からも言われているところがございます。協力隊員、それと町、一緒になって取り組んでいかなければならないというふうな体制を整えるということが求められているものと理解をしております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） そのとおりの認識だと思うのです。その上で、では具体的に地域おこし協力隊の方にどういう活動を求めているのか、どういうバックアップができるのか、これが逆に担当課としての仕事の内容になるかと思うのですけれども、その辺は具体的にはどのような協力関係と考えているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 現在、移住促進という課題に基づきます協力隊員でございます。その中で、今現在ではまず今年の4月に着任していただき、それも玉村町にお住まいの方でなく、関西方面からお越しいただいている方になりますので、まずは玉村町のことを理解していただくということをまず第一として今取り組んでいただいております。その上で、それぞれ移住の促進というようなことで、玉村町に限らず、群馬県としても東京方面でもそういった会を催すことがございますので、町と一緒に協力隊もそちらに伺いまして、玉村町への移住の促進、PRということで取組は今現在もしているところでございます。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） どうしても首都圏からということに限られてしまうのでしょうか、移住促進という対象者は。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 特段、首都圏というところに限られるものではございません。周辺市町村からでも当然移住ということでありましたら、ご相談には応じさせていただきたいというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） まち・ひと・しごと創生総合戦略でしたか、そのデータを見ると、そのときに発表された5年前のデータですけれども、大体年間1,500人くらいが、1,500人強の人が町外に転出をしているのです。1,370人くらいだったかな、が町外から転入してきているのです。その場所を見ると、7割の人なのですけれども、大体、高崎市、前橋市、伊勢崎市、藤岡市、あと上里町、こういったところが転出者の7割方の転出場所なのです。転入者はというと、これも高崎市、前橋市、伊勢崎市、藤岡市、そういったところからの転入者なのです。1回は外に出るけれども、ある程度の年代になってくるとまた戻ってくる。これを繰り返しているように思うのです。

小学生の保護者の方なんか話を聞くと、大体ご夫婦のうちのどちらか1人が玉村町出身者で、帰ってきているというような方が非常に多いように思います。要するに1回は外に出ていくのだけれども、子供が多くなって貸家が手狭になってくると、では家を建てよう。そういったときにどこにしようかといったら、若い人に聞くと一様に答えてくるのは、玉村町が一番立地がいい。利便性が高い。その方々に話を聞くと、30分程度でどこにでも行ける場所は玉村町なのです。だから、そういう意味では非常に利用価値が高い。戻ってくる、住みやすい場所という形です。高齢者になるとまた話は変わってきますけれども。

そういうことで、ただ帰ってこようとしたときに宅地がないという話はよく聞きます。要するに市街化区域として、家が建ってから市街化区域に従うわけですから、そこには必ず家が建っているわけです、ほとんどのところに。その宅地がない代わりに空き家がこれだけあるというようなことで、もし首都圏だけではなくて、県内のニーズを、玉村町に住みたいというニーズを満たすことができるようにしようとするのであれば、これは空き家対策と絡めて考える必要があると思うのです。国のやっている事業のほかに、こういった玉村町として行う周辺から帰ってきたいというニーズ、周辺に住んでいる人よりもいいからこっちに来いと引っ張ってくるのではなくて、玉村町に住みたいと思っているニーズに応えるために、住民のニーズに応えるために町としての取組が必要だと思うのですけれども、どう考えますか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） どこからというふうに区別なく、玉村町にお越しいただきたい、そして定住していただきたいと、こういうことは町とするとありがたいことということでありますので、この協力隊の活動、それとは別に町としても移住、定住の取組というのは行っていくべきものだというふうに思っております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） それを今までの活動の中で見ていくと、やはり魅力発信機構とダブる部分というのですか、似たような活動になってしまうのではないかなというふうに危惧しているところなの

ですけれども、ぜひ地域おこしの移住促進というようなところで特色のある活動を考えていただけたらというふうに考えています。よろしくお願ひします。

以上で私の質問を終わりにします。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 先ほど管理不全空家の所有者の内訳ということで資料がございましたので、お話しします。

町内の方が10名で、県内の方が6名、県外が1名となっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。11時30分に再開します。

午前11時15分休憩

午前11時30分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、12番新井賢次議員の発言を許します。

〔12番 新井賢次君登壇〕

◇12番（新井賢次君） 議席番号12番新井賢次です。12番の席から初めての質問になります。傍聴の皆さん、ちょうど昼時間に近くて中途半端な時間だと思いますが、お越しいただきまして本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

今日、玄関に入られるときに、玄関の柱に「笑顔とあいさつの町役場」という立て看板があったのはお気づきだったでしょうか。実は、6月の議会で一般質問したところ、町長以下執行の皆さんがすぐ動いていただいて、そういう形の立て看板を立ててくれました。さすがに日本一のというのは削られたのですが、笑顔と挨拶の町役場ということでぜひ執行の皆さん、そういう形で目指していただければありがたいなと思います。私も自分の質問を早速そういう形で生かしていただいて、動いていただいたことにすごくうれしく感じて、私はその後すぐその柱の前に立って、同僚議員に写真を撮ってもらったりしました。これからもいろんな場面でいろんな自分の思いを率直に質問してまいりたいと思います。

それでは、質問通告書に従って質問を始めたいと思います。まず1点目、小中学校の体育館へのエアコン設置について。気候変動の影響により、年平均気温が年々上昇しています。学校現場における熱中症事故の発生件数も増加しており、対策が急務となっています。体育館にエアコンを設置することにより、学校全体の環境や児童、生徒たちの健康、学習環境の向上に寄与できます。さらに多目的

利用の拡大、地域社会との連携強化にもつながり、災害時における避難所としての快適性や安全性を高めることもできます。

そうした中、文部科学省は公立学校施設空調（冷房）設備の整備について、今後の方針を示しています。特に体育館については、2023年度から補助率を2分の1に引き上げています。ただし、2025年度までの措置としています。早急に対策を講じる必要があると考えますが、どうか。

2点目です。対話型人工知能（チャットGPT）の導入について。令和5年第2回定例会において、町長は他自治体の検証状況や国の整備環境などの対策を見極めつつ、有効なデジタルツールの一つとして活用方法を研究していきたいと答弁してくれました。その後、藤岡市、伊勢崎市、高崎市、前橋市、みどり市などが試験運用等により業務の効率化が確認できたとして、本格的に運用を開始しています。現在の玉村町の状況はどうなっているのか、伺います。

3点目、町職員の通年輕装勤務について。近年快適な職場環境の実現や温室効果ガス削減を目指し、ノーネクタイ、ノージャケットなど職員に対して軽装での勤務を通年認める自治体が増えています。民間においても同様の動きが広がりつつあります。柔軟な服装調整によって、日常業務の能率アップにつながり、空調への依存を改めることにより、省エネ対策にもなります。積極的に検討すべきであると思いますが、どうでしょうか。

4点目、「おくやみ窓口」、仮称ですが、の設置について。家族の死亡に伴う行政手続は、年金や税金、固定資産など多岐にわたります。遺族から、煩雑な手続を簡素化し、1か所で済ませることができるようにしてほしいとの強い要望が寄せられています。死亡届出後に必要となる複数の手続の利便性を考慮して、お悔やみ窓口として先行している自治体も複数あります。今後ますます高齢化が進む中、町民に寄り添った優しい行政サービスとして評価されると思います。ぜひ検討してほしいと思いますが、どうでしょうか。

5番目、企業版ふるさと納税の現状について。内閣府の発表によると、2022年度の群馬県内自治体への企業からの寄附額が前年度比1.5倍、総額26億円余となり、制度開始の2016年度以降最大になっています。制度が定着して関心が高まり、企業と自治体のマッチングが進んだためと分析しています。玉村町では、昨年11月から活動を開始していますが、現在までの具体的な取組状況及び実績、さらに今後の寄附額の増加に向けての運営、方策についてどう進めていくのか、伺います。

以上、1回目の質問といたします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 新井賢次議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、小中学校の体育館へのエアコン設置についてのご質問は教育長からお答えいたします。

次に、対話型人工知能チャットGPTの導入についてお答えいたします。文章生成AIでありますチャットGPTは、文章の要約や校正、広報や挨拶文などの作成、事業のアイデア出しなどで活用が

期待されています。今年の7月12日に株式会社両毛システムズに依頼しまして、チャットGPTについての説明会を開催しました。業務時間内ではありましたが、関心のある職員23名が参加し、チャットGPTについての説明や注意点、できることなどの説明を受けました。その後、自治体と民間企業で構成する一般社団法人デジタル田園都市国家構想応援団が提供している公務員業務専用のチャットGPTについて、職員用のインターネット環境でもアクセスできるよう設定を変更し、利用ガイドラインを作成して、8月1日から使用を開始いたしました。

このチャットGPTは、現在191団体が会員として参加して利用しており、チャットGPTの利用データを分析してAIに対する指示の改良を続けているほか、国の各種計画や白書を追加学習してあるため、それらを引用して回答することができます。業務における利用状況について確認したところ、議会答弁の素案や案内文の作成、文章の要約、広報資料の作成などで利用されており、11月21日までの間の利用件数は約20件となっております。事実の検索などについては、通常の検索サイトを利用しますが、文章作成等については機密情報の入力や著作権侵害等に注意しながら、チャットGPTを継続して活用してもらえよう、使用方法なども含めて定期的に職員に周知していきたいと考えております。

次に、町職員の通年輕装勤務についてお答えします。輕装勤務につきましては、地球温暖化対策や働き方改革の一環により、民間をはじめ近隣自治体でも取組が進んでいます。当町におきましても、12月1日より4月末までの間、ノーネクタイ、ノージャケットによる輕装勤務を試行的に実施したところでございます。式典への出席など、社会通念上必要とされる場合を除き、ノーネクタイ、ノージャケットによる輕装勤務を可能としております。公務員としての品位を保ちながら、節度ある服装として、町民に不快感を与えないようにしたいと考えております。

次に、「おくやみ窓口」の設置についてお答えします。先日の浅見議員のご質問へのお答えと重複いたしますが、町では住民課に死亡届が提出された際に火葬許可証等の書類と一緒に「ご遺族のかたへ」という手続の一覧表の通知をお渡ししております。後日ご遺族の方は、この一覧表に基づいて各種手続を行っておりますが、役場での主要な手続は担当する課がほぼ1階にありますので、ご遺族の方には極端にご負担をおかけしていることはないと考えております。また、移動が困難な方等に対しましては、職員同士で連携を取り合い、職員が遺族の方のいる窓口まで出向くなど、課を移動することなく手続が行えるよう、臨機応変に対応しております。

一元化した窓口の設置につきましては、1か所で全ての手続が行えることが理想ではありますが、人員、場所等において難しさがあると感じております。大事なことは、窓口に来られた方が戸惑うことなく、極力スムーズに手続が行えることであると思っておりますので、職員間の連携を密にして、今以上に住民サービスに徹していきたいと考えております。

次に、企業版ふるさと納税の現状についてお答えします。まず、玉村町の企業版ふるさと納税の実績ですが、令和4年度では2件、今年度11月末現在で3件、合計5件のご寄附をいただいております。

す。企業版のふるさと納税でございますので、この5件は全て町外の企業からでございます。寄附金額では、100万円が1件、10万円が4件の計140万円となっております。また、プロジェクトに対する寄附の指定内訳ですが、子ども食堂事業への寄附が1件、重田家住宅事業への寄附が4件となっております。

納税への取組状況につきましては、納税を見込めるとされる町内に支社、支店のある事業者への個別の訪問を行っております。重田家住宅事業者への寄附につきましては、生涯学習課の担当職員が企業を訪問して営業活動を行うなどして、賛同を得たことによるものが主なものです。ふるさと納税の担当課も、玉村町のふるさと納税に返礼品を出品している町外に本部のある企業へ、企業版ふるさと納税制度の説明を兼ねたお願いに出向くなど、地道な取組を継続しておりますが、まだ寄附を獲得するには至っておりません。

このような状況のため、現在、自治体と企業とのマッチング支援を行う民間事業者の支援サービス活用を計画しております。この支援サービスは、玉村町の企業版ふるさと納税の案内チラシを新たに作成し、町に何かしらゆかりのある町外企業へダイレクトメールで案内を行い、制度を知っていただくことや興味を持っていただく取組となります。その後、企業から何か反応があれば、寄附のお願いを行う予定であり、その際には職員あるいは町長として企業を訪問することもあり得ると考えております。

企業版ふるさと納税は、企業にとっても法人税等の控除となる制度でありますし、町といたしましても地方創生の手段、財源として大変有効なものであると認識しております。議員各位におかれましても、玉村町に興味を持っていただいている企業がございましたら、ぜひ私につないでいただければと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 新井議員の小中学校の体育館へのエアコン設置についてお答えします。

学校の体育館は、児童、生徒や教職員が安心、安全に教育活動を行う施設であるとともに、社会体育振興や災害時における指定避難所としても重要な役割を持つ施設です。近年の気候変動により、真夏日や猛暑日が増え続ける中、小中学校において体育館で活動を行う場合は窓を全開にし、大型扇風機を使用して実施しています。しかし、気温が40度に迫る猛暑日が続く中では、児童、生徒の熱中症を防ぐために活動時間や内容を制限せざるを得ない状況となっております。

このような状況において、教育委員会としても体育館の空調設備の設置は喫緊の課題と受け止め、空調設備の整備に向けて実施設計の補正予算を上程し、ご議決いただきました。令和6年度中に中学校の体育館及び武道場、令和7年度中に小学校体育館の空調設備の設置を計画しております。財源につきましては、学校施設環境改善交付金よりも緊急防災・減災事業債のほうが有利であるため、こちらを活用いたします。今後も児童、生徒の健康や教育活動の充実、指定避難所としての機能向上を図

るために、より安心、安全な環境づくりを進めてまいります。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） それでは、2回目の質問を自席からさせていただきます。

まず、1点目、小中学校の体育館へのエアコン設置について伺います。私は、文部科学省の公立学校施設空調設備についての方針を見まして、国の補助が2分の1出ると、しかも期限が2025年までだということで、これはぜひ早急にやるべきだということで質問させていただきました。それで、先ほどの説明、それから今月1日でしたか、こちらの定例会で1度、この件について既に動き始めたという状況を聞いた中で、今回の予算として考えているのが文部科学省ではなくて総務省ですか。その中の文部科学省の国庫補助ですか、学校施設環境改善交付金ではなくて、総務省の緊急防災・減災事業債を活用するということになるという説明をお聞きしましたが、これはどういう形でそちらのほうが有利なのか、もうちょっと具体的に説明してください。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） お答えしたいと思います。

こちらの学校施設環境改善交付金、こちらが事業費の2分の1を補助ということであります。事業費全ての2分の1ではなくて、交付対象になる事業費のあくまでも2分の1ということであります。緊急防災・減災事業債につきましては、事業費の上限なしに70%まで交付税措置のほうがされますので、そちらと両方を比べたときにこちらの緊防債のほうを使ったほうが有利だということでこちらにさせていただいた状況であります。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） それは、そういう形で検討していただいた結果ということで、よかったかなと思います。

それで、1日の補正予算の説明の中で、中学校における設計委託ということで280万円が計上されておりました。この設計委託先を決める手順についてどういう形ですか、説明を伺いたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） この後、学校教育課のほうで起工の伺いが出た後に、入札審査会のほうに案件でかけまして、どのような方法で入札をするかということを決め、その後入札、契約というような手順になるかと思っております。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） これ単なる入札、要するに価格だけの競争でいいのかということには全く疑問を感じます。今ある体育館にこういう形で冷房しますよというある図面なり、計画書がないと、単なる競争の入札は難しいと思うのですが、例えば入札に資する書類、準備、それはどういう形のものをつくって、例えば業者選定をどうするかとか、指名をどうするかとか、そういうことは今具体的にはどこまでお考えが進んでいるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 仕様等につきましては、どういった形であるかという仕様書を担当課のほうで作成するような形になるかと思えます。入札方法につきまして、どういう方法が一番適しているのかということをおき今後十分検討してまいりたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 私は限られた予算の中でやるのに当たって、どういう形のことを計画するかというのが一番重要だと思います。それを決めるのが、今回の280万円の予算を使って設計委託先を決めるということだと思っておりますが、私はコストだけで入札して決めたら、とても効率的な、経済的なものがないと思います。

私、先ほど文部科学省の方向と、それから総務省の緊急防災・減災事業債を活用するというところで比較についてお話ししたのですが、文部科学省のほうの予算は原則的に建物に断熱施工しなさいと。というのは、断熱することによって当初のインシャルの機器の容量がまず下がると思っております。それと、ランニングコストもずっと下がると、長い間。ということをおき踏まえて、そういう判断を文科省のほうはしているのかなと、こう自分で解釈しているのですが、今回も例えばランニングコストなりインシャルコストを考えれば、設計図書の出来によってずっと将来禍根を残すことがあるかと思っております。ですから、今回の委託先をコストだけで決めるというのは根本的に違っているとと思っておりますが、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 体育館のエアコン設置につきましては、先行して高崎市等近隣市町村で進めているところもございます。それから、来年度に向けても進めている市町村の情報も聞きながら、その内容について確認をして、検討を進めているところです。また、インシャルコストですとかランニングコストの比較については、今後基本設計を依頼して、その資料作成に基づいて検討を進めていく予定でおります。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 私は、委託先を決めるのに、町としてどれだけの準備ができるかということがあるかと思いますが、少なくとも入札、最終的には金額なのだと思いますが、その金額に加えて、私たちはこういう方針でこういう設計をしますと、基本的なことを添付してもらおう。要は、ある意味プロポーザルの形を含めた上での提出をしてもらってコストを決めると、業者を決めるということにしてもらいたいなと思います。

一例としては、今町で指定管理者を決めるときにいろんな評価項目をつくっています。私は、あれと同じような項目があった上でぜひ設計委託業者を決めてもらいたいと、こういうふうに思います。それについて、総務課長、どうでしょうか。ぜひそう考えてもらいたいのですけれども。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） ただいま新井議員のほうからご提言いただきましたことについても十分検討して、考えて実施してまいりたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） それから、先ほどの教育長の答弁の中で、来年度が中学校2校、それから再来年度が小学校5校を目標にするということですが、予算措置の期限もありますので、ぜひ順調にそういう形で進んでいけばいいなと思います。

それと、今コストについては現状ではどのくらい、例えば中学校だったらとか、小学校だったらとか、どのくらいのめどで今考えているのか、ある程度のめどは考えておられるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 既に設置を進めている市を参考にしまして、現在のところ想定予算額として1校当たり3,000万円から3,500万円程度の設置費を想定しております。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 私が思っていたより結構安いなと思うのですけれども、ある資料だと5,000万円から1億円くらいかかると。それについては、断熱工事、先ほど私がお話した断熱工事を含んでなのです。ですから、断熱工事を含んで、例えば将来的にランニングコストを抑えるとか、あるいは地球温暖化にも寄与できるとか、そんなことを踏まえて、ぜひいい形での結論を出していただきたいなということをお願いしたいと思います。

では、次に2点目の対話型人工知能、チャットGPTの導入についてお伺いします。実は、今年6月議会で月田議員も同じような質問をされていました。昨日、月田議員の質問に対する答弁の中で、8月

から始めているというような話を町担当からお話があったと思いますけれども、私はすごく実は驚いたのです。私と月田議員が6月に一般質問した中で、その後どうなっているのだろうかということを私自身全然知らなかったし、多分昨日の話だと月田議員もご存じなかったような感じですが、私、ここまで進んでいる以前に、ぜひ今こんな状況だよというのを担当の方から話してもらいたかったなど。今率直に聞いてそう思っているのですけれども、その点についてはどんなことでお考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 利用を開始したご報告がちょっとできませんでした件につきましては大変恐縮でございますけれども、利用を始めたということそのものについては改めて今この場になりますけれども、お伝えさせていただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 私が前回質問した以降も、各自治体で次々に試験運用しているとか、試験運用した結果がよかったので、実際に運用するとか、そんな話が聞こえてきていましたので、私たちの町がどうだったのかなということを常に気にしていたので、今回こういう形で町も取り組んでいるという話を伺って、私も本当によかったなと思います。

今朝のテレビでも、日本でもNECが新しく開発して、今までよりさらに進んだ、もっと利便性の高い生成AIを開発したということで、この生成AIの活用はこれからますます自治体でも使用勝手が進んで普及していくのだろうと思います。そういう意味で、今もう始まったということで、ぜひ今までの運用を生かして、さらに町の職員の皆さんはもちろん、町民のみんなにもその利便性が生かされるような、そんな形を進めていただければなと思います。ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

続きまして、町職員の通年輕装勤務について伺います。こちら各自治体でこういう形で軽装勤務を始めたということでいろんな新聞情報等がありまして、玉村町もどうなのだろうなど、始めればいいなと思っていました。12月1日の議会の日には実は町も始めることになったということ町長からでしたか、総務課長からでしたか、伺って、よかったなど、こういうふうに思っていました。いろんなメリットがある中で、ぜひ積極的に進めていただければいいなと思いますが、新聞情報等によりますと、いろんな自治体で式典などの場面に応じて個々に判断して品位を保つように周知しているというふうにあります。玉村町も使用を始めるに当たって、職員の皆さんにどんな形で周知されているのか。注意事項みたいなものがあつたら、それについてちょっと教えていただけますか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 職員に対しましては、掲示板というのがございまして、そちらで全職員

のほうに周知をさせていただきました。基本ノーネクタイ、ノージャケットでということですが、式典及び議会対応につきましては今までどおりということで周知をさせていただきましたのと同時に、再度職員としての服装、そちらのマニュアルができておりますので、再度そのマニュアルも一緒に掲示し、職員に周知をさせていただいたところでございます。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 通年輕装のメリットとして、快適な職場環境の創出、それから自由で明るい職場の雰囲気醸成、職員の自立性の育成、こんなことがあったかと思えます。それに加えて省エネルギーの推進というのも大きな要素になるかと思えます。

それで、例えば今群馬県のほうで、県庁エコスタイル標準行動ということで、ぐんま5つのゼロ宣言の中で服装について検討しているというか、実施している部分があるのです。その中で、空調の適正な管理として冷房時は室温28度目安、暖房時は室温19度目安というふうに決めているのです。それで運用しているということですが、玉村町においてこの通年輕装勤務をするのに当たって、例えば空調温度の設定だとか、そういうことについて今までより緩くするというか、そういうことは考えておられるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 緩くするといいますか、厳しくするといいますか。

ただ、今年の夏場におきましても役場の庁舎1階から4階までありますけれども、各階それぞれ一律の温度でいきたい部分はあるのですけれども、あまりにも職場環境が悪くなってしまうという場合もありますので、その辺は多少臨機応変に対応をさせていただいているところであります。基本夏場とかでは28度とかという設定にしているのですけれども、実際1階等につきましては正面玄関の出入りがありまして、各種端末がたくさん多かったりと、かなり暑い状況等もありますので、その辺は多少臨機応変に対応をさせていただいているところでございます。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） それから、先ほど式典などの場面に応じて個々に判断するという中で、議場というお話が出ました。私は、議場で今みたいな形で、例えばほかの部分でノーネクタイ、ノージャケットでいいよという形の中で、この議場だけは今までどおりやろうというのは、私個人としてはその必要はないなと全く思います。というのは、例えば私たちも今までの夏の期間はノーネクタイでここで臨んでいるわけです。だから、ノーネクタイだから規律がないとか、きついとか、そういうことはないと思うのです。ですから、私はもっと積極的に式典で外部とのいろんな関係でどうしてもネクタイ、背広という場面はあるかもしれませんが、ほとんどの執行の皆さんがほとんどの場面

で軽装でいいのではないかと、こう思います。特に議場での軽装なんか、私個人は全然今までどおり、夏と同じでいいと、こういうことにと思いますが、その辺は町長、どんなお考えですか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 私もそういう感覚ですけれども、議場のことは議会で決めていただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 新井議員、議会の運営規則がありまして、そこで決めていることですので、議会のほうはその対応をどうするか、議会の中で検討して、決めていく方向になっています。既に議会のほうでお互いにそういうことを変えていこうという形で変えて実施してきているところもありますので、それは議会としての対応で検討していきたいと思います。

12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） はい。それで、私は先ほどいろんな自治体が新聞等でそのことを公表しているというお話をしました。ぜひ玉村町も12月1日から通年輕装勤務を始めたよということは新聞社等に情報を流して掲載してもらったらいなと思います。というのは、来庁される皆さんが、町はこうやったのだなということを知ることで、我々や皆さんがノーネクタイなり、ノージャケットでいることについて理解してくれると思うのです。そのときは快適な職場環境というか、動きやすいとか、そういうことのほかにも、ぜひ省エネのためにもなるよということも加えていただければなと思います。総務課長、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 1階の入り口付近には、ノーネクタイ、ノージャケットにしますというお知らせは掲示しようということにはしていたのですが、新聞報道までというのはちょっと考えませんでしたので、そのような形で行っていただければと考えております。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） ありがとうございます。ぜひお願いします。

では、4番目の「おくやみ窓口」の設置についてお伺いします。まず、死亡届が済んだ後の手続きで窓口に見えるご遺族はどのくらい、概略でいいのですが、どのくらいの数の方がいらっしゃるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 住民課長。

〔住民課長 丸山智志君発言〕

◇住民課長（丸山智志君） お答えいたします。

火葬費の補助の関係で、300名くらいは来ているかと思います。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） それと、300人の方が、例えばどなたか亡くなった後、その後で役場を訪ねてくるということですか。

◇議長（石内國雄君） 住民課長。

〔住民課長 丸山智志君発言〕

◇住民課長（丸山智志君） 大体300名の方が来ておりまして、その中でもいろいろあると思います。お年寄りの方であれば、いろんな後期高齢の手續であるとか、国保の方であれば国保の手續とかもありますので、逆に若い人であれば社会保険とか入っているような方であれば、火葬の許可、火葬の補助だけで済むとか、そういう方もおりますので、いろんなパターンがあるかと思います。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） そういう方が見えたとき、もし分かっていたらなのですが、ご相談に見えるご遺族の方の年齢はどのくらいかということと、その方がどのくらいの時間を費やして相談が終わっているのか。もし分かりましたら教えてください。

◇議長（石内國雄君） 住民課長。

〔住民課長 丸山智志君発言〕

◇住民課長（丸山智志君） 特にそういうところは統計とか確認はしておりませんので、分かりませんが、基本的に亡くなる方はお年寄りの方が多いと思われまので、手續に来る方は私の年齢くらいから上の方が多いかと思われま。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 時間はどのくらいかかっているかは分かりませんか。

◇議長（石内國雄君） 住民課長。

〔住民課長 丸山智志君発言〕

◇住民課長（丸山智志君） その辺もいろいろパターンがありますので、時間がどのくらいかかっているかまでは把握はしておりません。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） それでは、先行している自治体がどんな形でお悔やみ窓口を活用というか、どんな形で利用されているかどうか、それについては調べてありますか、情報としてありますか。

◇議長（石内國雄君） 住民課長。

〔住民課長 丸山智志君発言〕

◇住民課長（丸山智志君） 前回浅見議員のところでは質問がありましたので、一応確認させていただきまして、藤岡市でありますと死亡届を出してから2週間後ですか、そちらから手続のほうができるのという形でやっているようです。一応予約制という形になっておりまして、来庁の開庁日の3日前までですか、に予約をするような形になっております。その窓口での対応につきまして確認したところ、窓口がありまして、そちらのほうに職員が専属でいるのではなく、各課からそれぞれ対応に来ているというお話を伺っております。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 調べていただいて、ありがとうございます。

それで、もうちょっと具体的に言うと、1日3枠、10時、午後1時半、3時と、こういうことで3日前に電話予約ということなのですが、現状は開設、9月からたしか始めたと思うのですが、ほぼ毎日予約が入っているということでした。1日、1人当たり30分から1時間かかっているというのが現在の利用状況のようです。それから、もう一点、富岡市について調べてみました。こちらも事前に予約した上で窓口に見えるのですが、やはり1週間で五、六人の方が利用されていると。先ほど玉村町で300人くらいという回答がありましたけれども、人数的には300人が1年でということと考えると、藤岡市、あるいは富岡市に比べてそんなに少ない人数でもないなど、こういうふうにも思いました。

それで、この藤岡市、富岡市、共通していることは、事前に予約しているということなのです。玉村町だと、多分予約なしで突然窓口に来てお伺いできるのだと思うのですが、事前に予約していることで役場側でその方に適した書類だとか準備ができるのです。ですから、来た時点で、もちろん1か所で済むのも最大のメリットなのですが、事前に準備ができるということで時間も30分から1時間くらいでほとんどが済んでいるということなのです。今、課長がおっしゃいましたけれども、藤岡市の場合は各担当者が窓口、要するに窓口というか、最初は住民課に行くのでしょうか、必要な方が住民課に来てくれて相談してくれると、こういうことになっているようですが、一番違うのはやはり事前に予約しているかしていないかだと思うのです。

例えば富岡市の場合なのですが、事前に電話で予約しますと、その予約の後、市役所から案内通知を出すと。要するに持ってきてもらう書類等について文書で出すのです。それを持って来庁すると、そういうことでいろんなことがスムーズに済んでいるなというふうな印象を受けました。富岡市の場合ですと9時、14時、15時30分と、やはり1日3つの枠をつけて週に六、七人、全部が埋まることもあるそうです。時間も40分から1時間半くらい、ばらつきはあるのですが、ここもやはり同じように窓口各担当者が来て、順番で対応してくれると、こういうことなのでしょう。

先ほど町長から、なかなか場所の制限があり、いろいろすることは難しいよということですが、こ

のことに對するお悔やみ窓口というか、亡くなった場合の後の手続について、町民の皆さんは相当関心があるし、強い要望の気持ちがあるようです。実は、先週の土曜日、上陽の北部公園で上陽元気村というところが朝市をやっていました。私もちょっと行って見たのですが、会場に行きましたら、もちろん前から知っている人だったのですが、私の顔を見て、すぐ私のそばに寄ってくれて、「新井さん、ちょうどいいところに来た。実は電話しようと思っていたのよ」と。何かと思ったら、「よそにお悔やみ窓口っていうのができたよね」と、「玉村にぜひつくってよ」と、こんな話だったので。その方は、70代と80代、ご主人が80代で、その方は奥さんだったのですけれども、70代の後半という方でした。今こういう時代で、すごくそのことが不安なのですと。実は、もうちょっと前に窓口ですか、役場のほうにも手紙を出したと、そのことについて。今度の新聞を見て、今度は電話でも話をしたということだったのです。ただ、前向きなお話をいただかなかったのだと、こんな話がありました。

私が今回質問した経緯は、それこそ半年くらい前に私のところにあった話を思い出して質問しているのですが、つい直近でもこんなことがあったということで、このことについては相当町民の皆さんが悩んでおられると、困っておられると、そういう状況だと思います。ぜひいろんな難しさはあるかと思いますが、町長、これ積極的に検討していただく必要があろうかと思いますが、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今のお話のほかにも、私も相続に関する手続がスムーズにいつてほしいという声は何件か聞いています。それで、今は職員が移動することによって、ご遺族の負担が少ないようにという、これが現実的にしている町の実態ですけれども、今度はどこか窓口をつくって対応ができるかということは、もう一度検討していきたいと思っています。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） ありがとうございます。

今回、私はこのことについて各自治体とかホームページ等で調べたというか、気がついたことがあるのですが、玉村町で先ほど「ご遺族のかたへ」ということでちょっと説明資料を用意しているよというお話がありました。これを私は見て、玉村町の広報の仕方が、よその自治体に比べて冷たいなど、私は率直にそんな印象を受けました。例えば玉村町、まず死亡届について届け出期間とありまして、「死亡の事実を知った日から7日以内に届出人が届出書を作成し、死亡者の死亡地、本籍地、または届出人の住所地の受付窓口へ提出してください」と、「正当な理由がなく期間内に届出をしないと過料に処せられます」。何かちょっときついのです。それから、「ご遺族のかたへ」ということで、「死亡の届出が済みましたら下記の該当する手続を行ってください。詳細につきましては、各担当課にお問い合わせください」と、こういう文章なのです。

それで、先ほど富岡市の例をちょっと申し上げましたが、まずご遺族の方へと、これ同じような出だしです。まず最初に、「ご親族のご不幸を傷み、謹んでお悔やみ申し上げます」。こういう文面があるのです。これは、富岡市でも一緒でした。それから、続いて「今後、相続をはじめ年金や保険等、様々なお手続きが必要になってくることと存じます」。「お手続き」なのです。玉村町は「手続」。これを私は比較してみて、何となく最初の印象は、よそと比較してですけれども、もうちょっと優しい言葉というか、こういう形で窓口に見える方は最愛の人だとか、親族が亡くなった中で、かなり心が痛んだ状況で忙しい中相談に来るのだと思うのです。最初に見る書類がそういう感じだと、何となくどうか、来た人に対して配慮が足りないかなと思うのです。本当にそういう少なくともそのときお気持ちが弱っている方に対して、もっといたわるというか、寄り添った気持ちで接していただきたいなど。ネットが見られる人が見る、こういう書類についてもそういう配慮をしていただければなどと思います。どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 住民課長。

〔住民課長 丸山智志君発言〕

◇住民課長（丸山智志君） いろんなものを確認させていただきまして、配慮ができるようにしていきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） ぜひよろしく願いいたします。

それでは、質問の5番目、最後の企業版ふるさと納税の現状についてお伺いします。先ほど今までの実績が5件というお話がありました。この5件はどういう形で実ったのか。その辺のことについて説明してください。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 5件につきましては、先方から申込みがあったもの、それとこちらの職員が出向いてお願いしてきたもの、それぞれ様々なものがございます。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 先方から申込みがあったというのは、その先方の方はどういう形で玉村町が企業版ふるさと納税を始めたよということが分かったのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） こういった制度があるという中で、その中で一つこういう取組という中にも、玉村町の場合ですと具体的にはお子様に子ども食堂への食料支援という、そういったプロジェ

クトのほうになっているのがありますけれども、そちらに活用いただきたいということでご寄附をいただいたということでございます。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 先ほど全国的に見ても、相当企業版ふるさと納税に対する額が増えているという状況の中で、企業にとって意義があることとして制度の理解が進んだのではないかとということで、県の戦略企画課が言っているのですが、町として理解してもらうためにどんな形で今まで実際に動いているのでしょうか、具体的に。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） これまでにつきましては、なかなか具体的にという話の中ではなかったのかなというふうに思っております。そうしたことも含めまして、今現在は実際に事業者の方々にご案内をしていただくという、そういう全国展開している事業者がいらっしゃいますので、その方をお願いをいたしまして、ある事業者へのダイレクトメールの発送でありますとか、そうしたものをやっていた中で、反応がありますればこちらからもお伺いして、お話を進めさせていただくところで現在進めております。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） ちょうど1年前の昨年の12月議会で私の質問に対して、手数料を新たに払ってマッチングまでしてもらえる業者も来ているので、検討したいと、こういう答弁がありました。そのことを今お話ししているのですか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） そのマッチングという面で全国展開をしております事業者、この方をお願いをしているという状況でございます。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 1年前にそういうふうにして検討したいということで、まだこれからやるということはちょっと遅いかなと、率直にそう思います。

私のそのときの質問の中で、町外に本社があって、町内に支店がある、そういうところが対象になるわけですね、企業版ふるさと納税の。その中で私は具体的に田中建設、太陽誘電、マックス等があるというお話をしました。それは答弁でこういうお話がありました。ほかにも私は冬木工業とか王子コンテナだとか前田道路だとか、そういうことを提案しましたが、町から話があった田中建設、太

陽誘電、マックス、あるいは私がそのときお話しした冬木工業、王子コンテナ、前田道路などについて、その後どんな形でアプローチされているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） まず、第一といたしまして、先ほどお名前が上がりました事業者の中にはふるさと納税という形ではなく、純粹にご寄附という形で町にご寄附いただいている事業者がありますので、そちらは特段お話はさせていただいてはおりません。

そのほかの中にあります町内に事業所のある、本社が町外にある事業者、こちらにつきましては職員が訪問をさせていただいた事業者もございますし、ただ町内の事業所にお伺いいたしましても、なかなか本社での決定事項という面という部分もありまして、お話が伝えられないというような、そういった事業者があるというのも実情でございます。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 当然だと思います。そんな行って、簡単に話が進む内容ではとてもないと思います。支店の権限でできる話でもないと思いますが、それはやはり努力していただくというか、民間だったら多分これが自分の仕事だと思えば、必死で何回も何回も通うかなと、こういうように思います。これはやはり成功している自治体だと、町長自らが足を運んでお願いするというケースも紹介されていました。この点についても、町長なり副町長なりが先方さんとお会いして、ぜひということでお願いしたような経緯はあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） あまり具体的には言えないのですが、近々行く用事もありますので。それから、返礼品の関係で打合せしているとき、こういう制度もありますからということで東部工業団地の数社には話をしております。それから、また町内に支店がある会社が寄附していただいたりとか、今度は玉村町と縁のある方たちが自分の利益だけでなく、町にどんな形で寄与していくかという形での寄附というのも見えてきていますので、徐々にではありますけれども、増えていくと思います。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） ありがとうございます。この件については、昨年12月には関連する基金条例も設けているわけですから、ぜひ積極的に今まで以上に数字が上がるようなことを配慮させていただいて、我々を含めて皆さんと一緒にぜひ数字を上げるように進めていただければと思います。

以上で終わります。

◇

○散 会

◇議長（石内國雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日12月5日火曜日は午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後0時30分散会